



多機関協働による総合相談支援 体制の構築に向けて

尾道市社会福祉課

尾道市（生活困窮自立支援からの営み）

取組前

- ・ 複雑化・複合化した課題を持つ狭間の世帯の相談が増加
（既存の制度に当てはまらない・・・）
- ・ 端緒の相談を受けた部署の抱え込み
（疲弊する支援機関の現場）
- ・ 連携は1対1が多数 → 押し付け合い
（連携不足・連携先の業務の認識不足）
- ・ 狭間にある事例は、担い手がよくわからない → あいまい 忘れられる

取組開始

- ▶ 令和2年5月、多機関協働による断らない相談窓口
「福祉まるごと相談窓口」スタート

課題

多機関協働 . . .

今までどおりの支援調整会議や1対1の連携では、複雑化・複合化した課題を持つ世帯の伴走支援は困難

複雑化・複合化した課題を解決するための仕組み作りはどのようにする？

狭間のニーズに対応する制度・仕組みの構築はどのようにする？

会議体のコンセプト

福祉まるごと相談窓口

= 市民の相談窓口



会議体

= 支援機関の相談窓口

相談を受けても、課題が解決しなければ、くらしサポートセンター等の支援機関の窓口は負担が増すばかり・・・

尾道市地域共生包括化推進会議

構成（スタート）

○会長

（学識経験者：ノートルダム清心女子大学 中井准教授）

○支援機関（困窮・障害・子育て・高齢）

○公共職業安定所

○市関係部署（福祉・教育・住宅政策）

○民生委員・児童委員協議会（地域づくり）

ポイント

- ・ **民**（くらしサポートセンター）と**官**（市）との共同事務局
- ・ 三層構造（現場・情報分析、企画・意思決定）と専門部会
- ・ **人的資源** 井岡さん、高原さん（広島県社会福祉協議会）

地域共生包括化推進会議

- ・ 包括化推進会議の年間活動方針について協議・決定
- ・ 各機関の連携方法など、包括的支援の仕組みに関して協議・決定
- ・ 多機関協働事業推進に関する協議・決定（啓発活動など）
- ・ 多機関協働事業に関する実績を検証
- ・ 課題解決に向けた仕組み・社会資源の創出について協議（課題解決会議の設置について）

課題整理・抽出・試行結果による
考察による提言

包括化会議の方針
や提言に対する回答

実務者会議

ケース概要の
情報提供

個別ケースの検討・支援から
課題の抽出・整理・情報提供の場

個別ケース会議 具体的なケース検討の場

- ・ 複合的課題を有するケースの支援方法やプラン作成の検討
- ・ プランの共有・役割分担の明確化
- ・ プランの決定、終結

- ・ 個別ケースの支援等の情報整理
- ・ 個別ケースの支援内容から課題を抽出し、整理した情報を包括化会議へ提言
- ・ 個別ケースの支援内容から、課題解決に有益な情報を抽出し、整理した内容を課題解決会議へ助言

課題解決に関する
助言・協力



協議・検討結果の
フィードバック



課題解決会議実施について
包括化推進会議で決定

課題解決会議 (専門部会)

包括的支援の課題解決に
向けた具体的議論の場

- (例)
- ・ 就労支援対策
 - ・ ひきこもり対策
 - ・ 居住支援対策

など、重要課題と
なった案件について、
協議・検討・試験的
実施を行う。

令和3年1月25日会議体発足～

これまでの会議体での取り組み

- ▶ 会議体の連携強化（お互いを知る）
- ▶ 支援機関の対応能力向上研修
（模擬ケース検討など）
- ▶ 個別ケース検討会議（役割分担の明確化・課題の抽出）

令和3年度上半期の個別ケース会議

件数：5件

8050問題・障害・引きこもり・薬物依存・子育て
(養育・障害)・不登校・経済的困窮等が混在

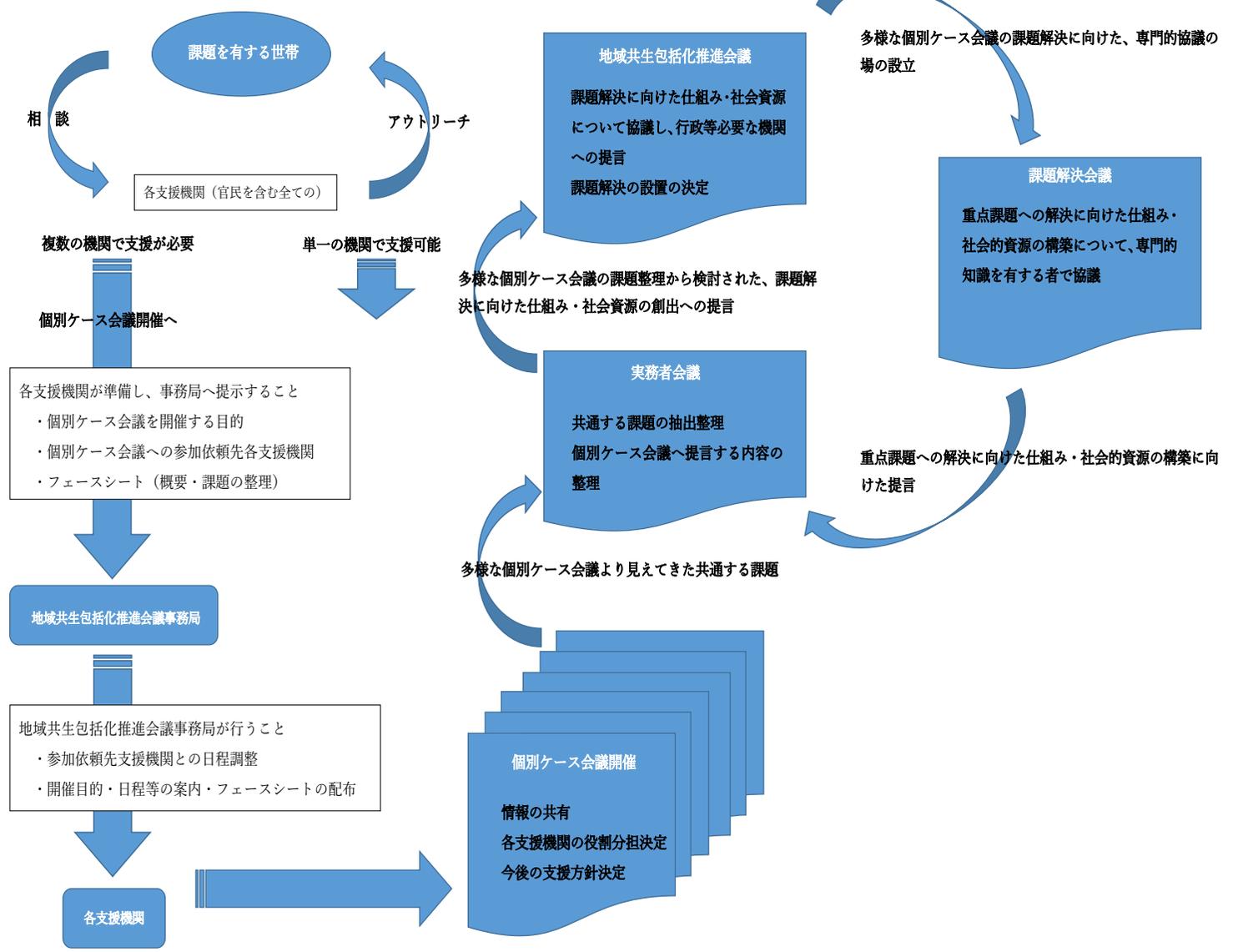
参加機関：

社協・包括支援センター・民生児童委員・市(子
育て・教育・高齢・障害・困窮・精神保健)・県
(精神保健)・薬物依存支援機関・介護機関・障
害者サポートセンター等

相談支援の現場からの声・課題 (会議体が担う役割...支援者の支援！)

- 個別ケース検討の事例の水準は？
(どの程度が対応困難事例になるの？)
- 個別ケース会議に必要な資料（フェイスシート等）の作成や招集機関はだれが行うの？
- 現場での支援者は個別ケース会議のみでいいの？
- 個別ケース会議に持ち込む人は、会議体以外の団体・支援者でも良いの？

複雑・複合化した事例の相談支援 フロー図



個別ケース会議

○ 利用対象

複合的な課題を有する相談を受けた各支援機関がそれぞれで開催しているケース会議のみでは課題解決が困難と判断し、他の分野の支援機関との連携が必要であると認められた支援対象

○ 目的

1 あいまい・押付け合い防止

支援対象について、関係する支援機関が集まり協議する中で、役割分担を明確化し、多機関連携のもとでの伴走支援に繋げること

2 抱え込み防止

支援者間の連携を円滑化することにより、相談の端緒となった支援機関の負担を軽減すること

3 支援機関の能力向上、仕組み作り・社会資源の周知

支援機関が顔の見える連携をすることにより、他の支援機関の業務・知識の理解を深め、検討事例の蓄積により支援の際のルール作りや各支援機関が有する資源を集約（資源マップの作製等）する